

大田市男女共同参画年次報告

(令和2年度具体的施策推進状況)

島根県大田市

本書は、大田市男女共同参画推進条例
第14条に基づく年次報告書です。

I 施策の推進状況

- I 男女共同参画社会づくりに向けた意識の形成…………… 1
- II 男性も女性もあらゆる分野で活躍できる社会の実現…………… 2
- III 個人の尊厳の確立…………… 3
- IV 国際的視野に立った男女共同参画の推進…………… 3

II 具体的施策の実施状況

- 1 令和2年度実施状況…………… 5

資料編

- 1 大田市男女共同参画推進条例…………… 4 2
- 2 大田市男女共同参画推進委員会規則…………… 4 5
- 3 大田市男女共同参画推進本部設置規程…………… 4 6
- 4 各種審議会等女性の参画状況調べ…………… 4 7
- 5 大田市男女共同参画計画の体系…………… 5 0

I 令和2年度実施の推進状況

基本目標 I 男女共同参画社会づくりに向けた意識の形成

だれもが住みやすく、安心して暮らすことができる“人権尊重のまちづくり”を推進していくためには、これまでの社会の仕組みや慣行にとらわれることなく、男女が互いの人権を尊重しながら責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指して取り組むことが重要です。

しかし、新型コロナウイルスの急速な感染拡大は、社会のシステムや人々の生活に大きな影響を及ぼしました。これにより、事業の中止や縮小を余儀なくされたものもありますが、オンラインの活用や予防対策を徹底して取組を行いました。

大田市では、しまね女性センターやサンレディー大田との共催で講演会などを開催し、啓発活動に取り組みました。また毎月の広報紙において、さまざまな人権課題を取り上げるとともに、大田市ホームページや告知放送などを活用して人権意識の高揚を図りました。

幼児教育では、互いに尊重する心を育てるため、子ども一人ひとりの性差や個人差に配慮しながら、固定的な性別による意識をうえつけないよう努めました。男女別の捉え方ではなく個々の思いを素直に表し、それを受け止め、受け入れられるような温かい集団作りを心がけました。

学校教育では、授業や行事などを通して互いの良さを認め合い、男女が共に助け合うことの大切さについて意識啓発を図りました。また、家族や家庭生活、命の大切さについて学び、理解を深めるよう努めました。諸行事や活動の場を通じて、学校における取り組みを保護者に伝えるとともに、意識啓発を行いました。

教職員は、人権・同和教育研修会へ積極的に参加して意識啓発に取り組みました。また、性の多様性に関する研修を積極的に行い、教職員の意識や資質の向上に努め、性の指導に対する共通理解を促進しました。教職員同士が意見を交わし、一人ひとりが当事者意識を持って、仕事や指導に取り組みました。

家庭や職場・地域においては、性別役割分担意識や社会通念、慣習の解消と男女共同参画への正しい認識を促すための意識啓発を進める必要があります。関係機関が連携して事業などを開催し、男女共同参画について学びを深めました。今後も継続して、市民を対象とした啓発活動に取り組みます。

基本目標Ⅱ 男性も女性もあらゆる分野で活躍できる社会の実現

当市における各種審議会等への女性の参画率は、『令和2年度までに40%以上、女性委員のいない審議会等についても「皆無」となるように努める』と計画に掲げています。

令和2年4月の参画率は31.8%、令和元年(31.0%)と比べ、0.8ポイント増加しています。前年度より微増していますが、目標とする40%には届いておらず、審議会等の新設や委員改選の際には、女性の登用について積極的な働きかけを行います。

女性の人材育成については、しまね女性センターあすてらすやサンレディー大田との共催で男女共同参画に関する講演会などを実施しました。また、公民館事業をはじめ、さまざまな事業を通じて地域のリーダーとなる人材の育成に努めました。

男女ともに社会のあらゆる活動に参画していくためには、社会全体でのワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくりが必要です。

子育て支援の充実については、幼稚園の「預かり保育」や保育園の「延長保育」などの実施、「放課後児童クラブ」への支援など仕事と家庭の両立支援に努めました。また、妊娠・出産においては、妊婦面接や新生児訪問について年間を通して全数実施することで、乳幼児相談などへの参加者も増加傾向にあり、気軽に相談できる場として繋がりができています。

職場環境の整備は、働く妊婦に対して「母性健康管理指導事項連絡カード」を周知し、事業主へ母性保護に関する法律遵守の文章を送付しました。大田市役所では特定事業主行動計画に基づき、ワーク・ライフ・バランスの推進を図るとともに、男性職員の育児参加及び育児休暇・休業制度の周知に努めました。また、石見大田公共職業安定所と共催して「公正採用選考推進セミナー」を開催し、雇用の平等や職場におけるハラスメントについて啓発活動に努めました。

介護保険の分野では、介護予防や高齢者の地域活動への参加促進のため、介護予防教室や高齢者通いの場づくり事業を実施しました。男女ともに参加してもらえるよう積極的に取り組み、閉じこもり予防や運動機能の向上に努めました。公民館事業では、高齢者の豊かな経験や知識を活かした地域事業に取り組みました。今後も、地域や家庭において人々が性別や年齢に関わりなく個人の能力と個性を活かした生活ができるよう、関係機関と協力・連携を図りながら環境整備に努めます。

基本目標Ⅲ 個人の尊厳の確立

男女が互いを尊重しながら男女共同参画社会を形成するために解決すべき課題として、男女間におけるあらゆる暴力の根絶があります。暴力は犯罪であることを認識するとともに、暴力の根絶に向け、広報紙などを活用した情報発信、人権意識を高めるための研修や啓発機会を継続的に提供します。

DVやデートDV、児童虐待、高齢者虐待など家庭生活における暴力は身近で起こる重大な人権侵害として包括的にとらえる必要があります。これらの問題について、関係部署や関係機関との連携協力を図り、問題の早期発見・早期対応に努め、被害者支援の充実を図るとともに、DVは人間としての尊厳を傷つける重大な人権侵害であることを周知するため、あらゆる機会をとらえて人権教育を進めていかななくてはなりません。

「女性に対する暴力をなくす運動」での街頭啓発活動は中止となりましたが、ポスターの掲示やホームページなどを活用して周知に努めました。

大田市では、広報紙やホームページなどを活用して人権問題に関する情報提供を行ったほか、講演会などの開催により啓発活動に努めました。公民館やまちづくりセンターにおいても、各事業を通じて人権意識の向上を図りました。公的刊行物やホームページでは、性差別や誤解が生じる表現のないよう、精査しました。

小・中学校では、基本的人権の尊重についての学習を通して、人権の大切さを理解し実践に繋げることができるよう取り組みました。また、人権・同和教育をテーマにした公開授業を開催し、生徒はもとより、教職員、保護者の人権意識の高揚を図りました。

基本目標Ⅳ 国際的視野に立った男女共同参画の推進

世界遺産「石見銀山遺跡」の情報発信にあわせて、ユネスコ精神である「平和と人権尊重」の理解・認識の促進についての取り組みを継続的にを行います。また、国際文化講座や韓国文化体験講座を開催し、異文化についての正しい理解を深めるとともに、公民館やまちづくりセンターにおいて開催される国際交流事業への女性の積極的な参加にも取り組みました。

また、市内に在住する外国人が抱える問題や悩みなどの相談に対応するため、公益財団法人しまね国際センター内に開設されている外国人相談窓口を大田市ホームページ上で紹介しました。

Ⅱ 令和2年度 具体的施策の実施状況

具体的施策：市職員の意識啓発		
実施状況	効果等（●主な効果・★評価・問題点）	所管課
<p>■市職員を対象とした研修会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規採用職員人権・同和問題研修会へ新規採用職員 16名を受講させた。 ・人権推進課で実施する人権研修に協力した。 ・男女共同参画をテーマとした講演会を開催（「人権を考える市民のつどい」と同時開催。3/22 開催） 演題：「共に自立した生き方を目指して」 講師：石蔵文信さん 計 426 名参加（内、職員 45 名） 	<ul style="list-style-type: none"> ●毎年度、繰り返し研修会を実施することで、職員の人権に関する意識の醸成を図ることができた。 ★人権に関する職員意識の啓発に向け、研修会等を継続的に実施していく。 ●新規採用職員、人権啓発推進員、全職員対象の研修会を開催できた。 ★引き続き、関係機関、部署等と連携し、研修などの場を設けるよう努める。 	<p>人事課</p> <p>人権推進課</p>
具体的施策：地域における意識啓発		
実施状況	効果等（●主な効果・★評価・問題点）	所管課
<p>■「サンレディー大田」・「あすてらす」と連携し、講演会やセミナーを開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・しまね女性センター主催「あすてらすウィーク」（11/13～11/21 開催）を島根県と共催。 <ul style="list-style-type: none"> ①講演会「まち消滅の危機から大逆転！地域再生の仕掛け人『萩原なつ子』ライブ講演会」講師：萩原なつ子さん ②DVに関する県民公開講座「コロナショックとDV～女性を追い詰めるもう一つのパンデミック～」講師：北仲千里さん ・しまね女性センター主催「女性のための終活セミナー」（1/16 開催）を島根県、大田市社会福祉協議会と共催 ・サンレディー大田主催「第 28 回サンレディーフェスタ」（2/28 開催）を共催 <ul style="list-style-type: none"> ①男女共同参画に関連するパネル展示。（2/25～3/12 までの期間展示） ②講演会「息子 3 人、アナウンサーパパの子育て奮闘記」講師：笠井信輔さん。（2/28 開催、参加 200 名） ・男女共同参画の講演会を 1 回実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関と協力、連携してイベントや講演会を開催することができた。 ●男女共同参画の実現に向け、意識の向上を図ることができた。 ★引き続き、関係機関や団体、サポーターと連携して啓発活動に取り組む。 ★あらゆる場面を活用し、積極的な啓発活動、情報発信に努める。 ●講演会を通じて合計 170 名の参加があり、男女が共に助け合う社会構築に向けた、意識付けにつなげることができた。 ★講座等の内容がマンネリ化しないよう、定期的に内容の見直しを行う。 	<p>人権推進課</p> <p>産業企画課</p>

<p>■公民館・まちづくりセンターにおいて人権・同和教育研修会、親学講座等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・13会場、13回開催、延344人参加 <p>・各地区公民館を中心に人権・同和教育講演会、子育て講演会、親学講演会等を開催するなかで、男女共同参画についての学びを実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権、同和教育講演会 15回開催 463人参加 ・子育て支援、家庭教育支援のための親学講座 8回開催 83人参加 ・親子体験活動、交流活動 3回開催 191人参加 ・読み聞かせ研修会 1回開催 16人参加 	<p>●研修会や講座のほか、各種事業を通じて男女共同参画についての意識啓発の機会を提供することができた。</p> <p>★毎年継続して実施することで、人権の大切さを再確認する機会となっているが、参加者が固定されていることが課題である。</p> <p>●各種講演会等を通じて行った意識啓発によって、参加者の理解を深めることができた。</p> <p>★継続実施することで効果の定着を図る。</p> <p>★研修会内容について、継続して市内全域で取り組むという観点から、参加者が興味をもてるものや、現在の社会情勢にあったものとなるよう、講師の選定や学習形態などの工夫が必要。</p>	<p>まちづくり定住課</p> <p>社会教育課</p>
---	--	------------------------------

3) 男女平等に関する教育・学習の推進

具体的施策：幼児期における男女平等に関する教育の推進		
実施状況	効果等（●主な効果・★評価・問題点）	所管課
<p>■男女共同参画の視点に立った幼児期の教育・保育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所保育指針に基づき、子ども一人ひとりの性差や個人差に配慮しながら、固定的な性別による意識をうえつけないように保育を行った。 ・幼児期に入ると少しずつ男女の違いから遊びの傾向や、色、図柄の好み等に違いが出てくるため、男女別の捉え方でなく、個々の思いを素直に出し、それを受けとめ、受け入れられるような温かい集団づくりを心掛けた。また、保護者にも折に触れ、啓発に努めた。 	<p>●保育指針の第1章（総則）3. 保育の原理（1）保育の目標において「(ウ) 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと」と示されており、互いに尊重する心を育てることが保育の目標となっている。</p> <p>★固定観念にとらわれず個人を大切にすることを育てる保育や教育に、引き続き取り組む必要がある。</p> <p>●園生活の様々な場面において、男女のこだわりなく一人ひとりを互いに尊重する意識が持てるようになっている。</p> <p>★生活における男女の慣例は、園児に対する指導や保護者への啓発を通して、今後も少しずつ改善を図っていくことが必要。</p>	<p>子育て支援課</p> <p>教育部総務課</p>

具体的施策：学校教育における男女平等に関する教育の推進		
実施状況	効果等（●主な効果・★評価・問題点）	所管課
<p>■人権の尊重についての教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 人権尊重に基づく学校・学級経営の目標を掲げ、年間計画を立て指導を行った。 人権にかかわる道德等の授業を実施した。 生徒会が中心となった人権集会、外部講師を招いた講演会、PTA 研修会等を実施。 新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、全校縦割り班や多学年での活動の時間を作り、共に触れ合うことで児童生徒相互の人間関係づくりを行った。 職員、児童生徒ともに子どもの名前を「〇〇さん」と呼び合うようにして、一人ひとりを大切にしようとする気持ちを育てた。 各学級で「いいことみつけ」をして、互いの良さを認め合う雰囲気づくりに努めた。 人権標語を作成し意識向上を図った。 性の多様性に関する研修を積極的に行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ●全校児童生徒で活動することで、課題の共有化を図ることができ、人に対しての接し方や心の持ち方を共通認識する場となった。 ●法律に基づいて、人権が保障されていることの意義を確認することができた。 ●男女の別だけでなくそれぞれを認め合い、尊重し合うことの大切さについて、理解を深めることができた。 ●繰り返し活動することで人権意識が向上し、人権に対し真剣に考える雰囲気醸成された。 ●児童生徒だけでなく、教職員、保護者、地域の方々の理解を深めることができた。 ★男女平等の視点だけでなく、違いを認め合い、全ての児童生徒の人権が尊重されているかという視点で教育活動を行うことが必要。 ★児童生徒、教職員、保護者、地域の方々が一緒に学ぶ機会を継続して設定する。 ★個人差もあり、一過性のものではなく、発達段階に応じた継続的な人権教育が必要であるため、小・中学校が連携し情報交換などを行うことが必要。 	学校教育課
<p>■男女平等、男女相互理解についての教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女平等の理念に基づく学校・学級経営を行うとともに、保健や道德をはじめ、様々な教科や行事を通して、男女の特徴を理解し、互いに助け合うことの大切さを指導した。 学校行事や活動において、性別に関係なく役割分担を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ●個人の良さを活かしながら、互いに理解しあい、男女が仲良く助け合って活動できる場面が多くみられた。 ●教職員間においても男女平等、男女相互理解についての理解が深まった。 ★性や命の大切さに関する学習は、男女平等に関する教育の推進に有効であるため、今後も継続する。 ★学年を超えて、常に男女仲良く、取り組みができるように、今後も良好な人間関係づくりを目指す活動を継続する必要がある。 ★年齢や発達段階に応じた対応が必要。 ★男女平等以前に、性の多様性を受け入れる寛容性を育むことが重要。まずは大人から。 	学校教育課

<p>■家族や家庭生活の大切さについての教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭科、生活科等の授業や赤ちゃんふれあい体験などの学習において、生命尊重、家族愛、家庭生活上で家族が助け合うことの大切さなどを学習した。 親子ふれあい活動などのPTA活動を通して、家族の思い、家庭の大切さの意識啓発を行った。 ノーマディア習慣や朝食を食べる習慣を定着させ、家庭生活の大切さを理解するために、定期的に生活改善週間を設け、生徒の家庭生活の実態把握を行うと同時に、啓発活動を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭生活を省みて、家族の一員であることを自覚し、家族や家庭の大切さ、家庭生活における自分の役割について、児童生徒の意識を啓発することができた。 ●毎年、諸行事に家族で多数の参加があるケースがある。その結果、保護者や地域の方の理解につながった。 ●アンケートを実施した結果、メディア接触時間の低下や朝食を摂取する率の向上に繋がったケースもあった。 ★児童生徒が家族や家庭生活の大切さを考える機会となっている。 ★メディアや朝食などについては、生活習慣化しており、継続して啓発活動を行っていく必要がある。 	<p>学校教育課</p>
<p>具体的施策：教職員・保護者への啓発活動</p>		
<p>実施状況</p>	<p>効果等（●主な効果・★評価・問題点）</p>	<p>所管課</p>
<p>■教職員の資質の向上を図るための研修の実施及び参加の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者の参加する園行事（保育参加等）において意見交換し、男女共同参画に関して保護者の意識啓発に努めた。 男性保育士の勤務する保育所においては、仕事の分担について、男性、女性に関係なく園務分掌を振り分けた。 広報誌等の回覧など最新の情報を得られるようにし、研修会、講演会へ積極的に参加した。 男女平等の理念に基づき、学校経営・学級経営に努めた。 校内研修会においてハラスメントに関する内容を取り扱う際には、セクハラ事例を取り扱い、教職員の人権意識を高めた。 校内研修において、ジェンダーにとらわれず、児童生徒を指導することについて共通認識を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ●相対的に理解は進んでおり、保護者の夫婦間で協力し合う環境が整ってきているが、家庭によっては、家事や子育ては母親まかせという実態も見受けられる。 ★性同一性障害等の新しい性に関する課題の啓発も必要であり、それらを含めた研修への参加が必要である。 ●職員会等で個人で参加した研修内容を報告したり、子どもの様子について話し合ったりなどの機会を通じて、意識を高めることができた。 ●教職員同士で意見を交わし、一人ひとりが当事者意識をもって、仕事や指導に取り組むことができた。 ●男女平等の精神を尊重した教育活動の実施ができた。 ●気になる発言について、教職員間で互いに注意し合える姿勢が高まった。 ★今後も、研修会等に生徒、教職員、保護者が参加できるように配慮していく必要がある。 ★研修会等に参加できない教職員に対する周知、報告を引き続き行っていく。 	<p>子育て支援課</p> <p>学校教育課</p>

<p>■学校だより、学級通信などを活用した情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> • 学校だより、学級だより、保健室だより等の紙面やホームページを活用して、保護者への啓発、情報提供を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校、園での取り組みを保護者に伝えることができた。 ● 授業公開や研修会に対する保護者の参加意欲を高めるために効果があった。 ★ 情報は発信できたが、一方通行になりがちであるため、保護者や地域の方の反応や声を引き出すことが必要。 ★ 取組をよりの確に伝えられるような提供方法や紙面の工夫が必要。 ★ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、機会の激減は否めない。 	<p>学校教育課</p>
<p>■公民館・まちづくりセンター・学校・保護者と連携し、人権・同和教育研修会、親学講座等の開催 【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 1会場、1回開催、延 40 人参加 <ul style="list-style-type: none"> • 人権集会を市内の小中学校や高校に周知し、来校を促した。 • 公民館主催の「赤ちゃんふれあい交流学習」を計画したが、新型コロナウイルス感染症の影響により断念した。 • 公民館やまちづくりセンターとは常に連携を持ち、人権や親学に関わる行事への参加について、教職員や保護者へ連絡し参加を促した。 • 親学プログラムを実施し、「子どもにしたい大人のふるまい」をテーマに保護者同士で情報交換を行った。 • 周辺の学校、公民館、まちづくりセンターやPTAと連携し、人権研修を開催した。 <ul style="list-style-type: none"> • 各地区公民館を中心に人権・同和教育講演会、子育て講演会、親学講演会等を開催するなかで、男女共同参画についての学びを実施。 • 人権、同和教育講演会 15 回開催 463 人参加 • 子育て支援、家庭教育支援のための 	<ul style="list-style-type: none"> ● 小学校と複数のまちづくりセンターの共催で開催したことで、事業に広がり生まれた。 ★ 毎年継続して実施することで、人権の大切さを再認識する機会となっているが、参加者が固定されていることが課題である。 <ul style="list-style-type: none"> ● 地域の方に学校の取組を知ってもらうことができた。 ● 学校外の方々と交流することは、学びを深めることに効果的であった。 ● 児童生徒と家族がともに人権について考えることで、保護者の意識啓発にもつながった。 ● 地域、保護者と連携することで課題を共有することができた。 ★ P T A や地域の方と協力して、継続的な取組をする必要がある。 ★ 公民館やまちづくりセンターなどと定期的に連携を図っていく必要がある。 ★ 活動がマンネリ化しないように、児童生徒、保護者、学校等のアイデアを活用し、学校、児童生徒の実態に合った活動を計画する必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ● 各種講演会等を通じて行った意識啓発によって、参加者の理解を深めることができた。 ★ 継続実施することで効果の定着を図る。 ★ 研修会内容について、継続して市内全域で取り組むという観点から、参加者が 	<p>まちづくり定住課</p> <p>学校教育課</p> <p>社会教育課</p>

<p>親学講座 8回開催 83人参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親子体験活動、交流活動 3回開催 191人参加 ・読み聞かせ研修会 1回開催 16人参加 	<p>興味をもてるものや、現在の社会情勢にあったものとなるよう、講師の選定や学習形態などの工夫が必要。</p>	
<p>具体的施策：社会教育の推進</p>		
<p>実施状況</p>	<p>効果等（●主な効果・★評価・問題点）</p>	<p>所管課</p>
<p>■人権・同和問題研修会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・しまね女性センター主催「あすてらすウィーク」（11/13～11/21 開催）を島根県と共催。 <ul style="list-style-type: none"> ①講演会「まち消滅の危機から大逆転！地域再生の仕掛け人『萩原なつ子』ライブ講演会」講師：萩原なつ子さん ②DVに関する県民公開講座「コロナショックとDV～女性を追い詰めるもう一つのパンデミック～」講師：北仲千里さん ・しまね女性センター主催「女性のための終活セミナー」（1/16 開催）を島根県、大田市社会福祉協議会と共催 ・サンレディー大田主催「第28回サンレディーフェスタ」（2/28 開催）を共催 <ul style="list-style-type: none"> ①男女共同参画に関連するパネル展示。（2/25～3/12 までの期間展示） ②講演会「息子3人、アナウンサーパパの子育て奮闘記」講師：笠井信輔さん。（2/28 開催、参加200名） ・男女共同参画をテーマとした講演会を開催（「人権を考える市民のつどい」と同時開催。3/22 開催） 演題：「共に自立した生き方を目指して」 講師：石蔵文信さん 計426名参加（内、職員45名） 	<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関と協力、連携してイベントや講演会を開催することができた。 ●大田市主催の男女共同参画に関する講演会を開催することができた。 ●男女共同参画の実現に向け、意識の向上を図ることができた。 ★引き続き、関係機関や団体、サポーターと連携して啓発活動に取り組む。 ★あらゆる場面を活用し、積極的な啓発活動、情報発信に努める。 	<p>人権推進課</p>

<p>■公民館・まちづくりセンターにおいて人権・同和教育研修会、親学講座等の開催 【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 13会場、13回開催、延 344 人参加 • 各地区公民館を中心に人権・同和教育講演会、子育て講演会、親学講演会等を開催するなかで、男女共同参画についての学びを実施。 • 人権、同和教育講演会 15回開催 463人参加 • 子育て支援、家庭教育支援のための親学講座 8回開催 83人参加 • 親子体験活動、交流活動 3回開催 191人参加 • 読み聞かせ研修会 1回開催 16人参加 	<ul style="list-style-type: none"> ● 研修会や講座のほか、各種事業を通じて男女共同参画についての意識啓発に努めた。 ★ 毎年継続して実施することで、人権の大切さを再認識する機会となっているが、参加者が固定されていることが課題である。 ● 各種講演会等を通じて行った意識啓発によって、参加者の理解を深めることができた。 ★ 継続実施することで効果の定着を図る。 ★ 研修会内容について、継続して市内全域で取り組むという観点から、参加者が興味をもてるものや、現在の社会情勢にあったものとなるよう、講師の選定や学習形態などの工夫が必要。 	<p>まちづくり定住課</p> <p>社会教育課</p>
---	---	---------------------------------

基本目標Ⅱ 男性も女性もあらゆる分野で活躍できる社会の実現

重点目標2 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

1) 政策・方針決定過程への参画推進

具体的施策：市の審議会等への女性委員の参画推進		
実施状況	効果等（●主な効果・★評価・問題点）	所管課
■市の審議会等への女性委員の参画率向上に関する取組み 女性の参画率 2020年度：40%以上 ・各課へ各種審議会等における女性の参画状況調査を実施。 各種審議会等への女性の参画率 31.8%（前年：31.0%）	●前年より0.8ポイント増加。 ●審議会における女性の参画状況を調査することで、各課委員等を選任にあたり、女性登用の動機付けを図った。 ★引き続き女性委員等の登用について働きかけを行う。	人権推進課 関係各課
■女性委員「ゼロ」を脱却する取組み ・各課に対し、各種審議会等における女性委員登用について文書で依頼を行った。	●女性委員等の積極的な登用について各課へ依頼することにより、選任の際の動機付けを図った。 ★女性委員等の登用について継続的に働きかけを行う。	人権推進課 関係各課
具体的施策：市の外郭団体等への女性の積極的な参画推進		
実施状況	効果等（●主な効果・★評価・問題点）	所管課
■市の外郭団体等の長への女性の登用の働きかけ ・実績なし。	★他市町村の実施状況など、情報収集を行い、実施について検討する。	人権推進課
■女性議会等の開催による「政策・方針決定の場」への参画推進 ・実績なし。	★他市町村の実施状況など、情報収集を行う。	人権推進課
具体的施策：女性職員登用等の促進		
実施状況	効果等（●主な効果・★評価・問題点）	所管課
■女性職員の政策提言制度の実施、各種研修の充実 ・実施なし。	★女性職員が研修会へ参加する仕組みを検討する。 ★女性職員の政策立案への参画の拡大に向け、政策形成能力の向上や意識醸成に向けた研修等の充実が必要。	人事課

<p>■意欲と能力に応じた適材適所の人員配置</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性職員の昇任 (令和2年4月1日付定期人事異動) 1. 女性職員数 1643名 2. 昇任総数 17名 (課長補佐級 4名,係長級 12名,主任級 1名) 3. 役職ごとの人数 (令和2年4月1日現在) <table border="0"> <tr> <td>部長級</td><td>1名</td> <td>課長級</td><td>4名</td> </tr> <tr> <td>課長補佐級</td><td>18名</td> <td>係長級</td><td>43名</td> </tr> <tr> <td>主任級</td><td>69名</td> <td></td><td></td> </tr> </table>	部長級	1名	課長級	4名	課長補佐級	18名	係長級	43名	主任級	69名			<ul style="list-style-type: none"> ●係長級以上の役職に占める女性職員の割合は年々増加しており、女性職員の政策立案への参画を推進する。 ★部長、課長級の役職への女性職員の登用を進めている。政策形成能力の向上や意識醸成に向けた研修等への参加を促し、より一層、女性職員の政策立案への参画に取り組んでいく。 	<p>人事課</p>
部長級	1名	課長級	4名											
課長補佐級	18名	係長級	43名											
主任級	69名													

2) 各種機関、団体、企業等への女性の参画の促進

<p>具体的施策：地域における女性の参画の促進</p>		
<p>実施状況</p>	<p>効果等（●主な効果・★評価・問題点）</p>	<p>所管課</p>
<p>■公民館長、PTA 会長、自治会長などへの女性の参画についての啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施なし ・各課に対し、各種審議会等における女性委員の登用について文書で依頼を行った。 ・PTA会長または副会長に、必ず女性が選出されるような仕組みづくりを行った。 ・PTA規約や投げかけにより、PTA 役員を男女の別なく担当してもらっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ★自治会ごとで任期、改選時期が異なり、個々の自治会への役員改選前の啓発は困難である。 ●女性委員等の積極的な登用について各課へ依頼することにより、選任の際の動機付けを図った。 ★女性委員等の登用について継続的に働きかけを行う。 ●毎年、女性の方にも役員を引き受けてもらっているため、PTA活動への女性の参加が促進され、男女比のバランスが良くなった。 ●母親としての意見がPTAの運営に反映されている。 ●PTAの人権・同和教育研修会や学校保健委員会、救急法研修会の進行や運営を女性委員が行った。 ★男女共同参画の意識が高くなり、互いの意見が尊重されるように配慮する雰囲気醸成されている。 ★今後も男女の隔たりのない活動を継続する。 ★女性のPTA会長が増えてきている。副会長が複数いる場合は男性より女性の方が多い学校も多数ある。 	<p>総務課</p> <p>人権推進課</p> <p>学校教育課</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・市内7公民館職員（館長・主事 14人） （うち、女性6人 全体の43% すべて 公民館主事） ・市内7公民館運営委員会委員 83人 （うち女性25人 全体の30.1%） ・その他委員 社会教育委員 12人 （うち女性5人 全体の41.6%） スポーツ審議会委員 10人 （うち女性4人 全体の40%） スポーツ推進員 25人 （うち女性9人 全体の36%） 図書館協議会委員 8人 （うち女性5人 全体の62.5%） 	<p>●委員選任の際の動機付けとなった。 ★各種審議会へ委員選定の際には、目標40%を念頭に置きながら選定することとし、各種分野での女性委員の参画を図る。 ★一方で、委員は各団体の役職（あて職）で選任されるケースが多いので選定に限界がある。</p>	社会教育課
---	--	-------

<p>具体的施策：企業、団体等への女性の参画の促進</p>		
実施状況	効果等（●主な効果・★評価・問題点）	所管課
<p>■企業や団体等への女性の参画についての啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石見大田公共職業安定所との共催により「公正採用選考推進セミナー」を開催。（8/26）参加企業：33社（37名） ・実施なし。 ・実績なし。 	<p>●セミナーにおいて女性参画に関連する制度の周知を図り、啓発活動に取り組んだ。 ★引き続き啓発活動に取り組み、意識の向上を図る。</p> <p>★企業訪問の際等に啓発を行う。</p> <p>★女性団体における会員の高齢化に伴う事業縮小のため実施されなかった。</p>	<p>人権推進課</p> <p>産業企画課</p> <p>社会教育課</p>

3) 女性の人材育成

<p>具体的施策：地域リーダーの育成</p>		
実施状況	効果等（●主な効果・★評価・問題点）	所管課
<p>■「サンレディー大田」・「あすてらす」と連携し、講演会やセミナーを開催 【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・しまね女性センター主催「あすてらすウィーク」（11/13～11/21 開催）を島根県と共催。 ①講演会「まち消滅の危機から大逆転！地域再生の仕掛け人『萩原なつ子』ライブ講演会」講師：萩原なつ子さん ②DVに関する県民公開講座「コロナショックとDV～女性を追い詰めるもう一つのパンデミック～」講師：北仲千里さん ・しまね女性センター主催「女性のための終活セミナー」（1/16 開催）を島根県、大田市社会福祉協議会と共催。 	<p>●関係機関と協力、連携してイベントや講演会を開催することができた。 ●男女共同参画の実現に向け、意識の向上を図ることができた。 ★引き続き、関係機関や団体、サポーターと連携して啓発活動に取り組む。 ★あらゆる場面を活用し、積極的な啓発活動、情報発信に努める。</p>	人権推進課

<p>■公民館・まちづくりセンターにおいて人権・同和教育講演会、親学講座等の開催【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・13会場、13回開催、延344人参加 ・各地区公民館を中心に人権・同和教育講演会、子育て講演会、親学講演会等を開催するなかで、男女共同参画についての学びを実施。 ・人権、同和教育講演会 15回開催 463人参加 ・子育て支援、家庭教育支援のための親学講座 8回開催 83人参加 ・親子体験活動、交流活動 3回開催 191人参加 ・読み聞かせ研修会 1回開催 16人参加 	<ul style="list-style-type: none"> ●研修会や講座のほか、各種事業を通じて男女共同参画についての意識啓発の機会を提供することができた。 ★毎年継続して実施することで、人権の大切さを再認識する機会となっているが、参加者が固定されていることが課題である。 ●各種講演会等を通じて行った意識啓発によって、参加者の理解を深めることができた。 ★継続実施することで効果の定着を図る。 ★研修会内容について、継続して市内全域で取り組むという観点から、参加者が興味をもてるものや、現在の社会情勢にあったものとなるよう、講師の選定や学習形態などの工夫が必要。 	<p>まちづくり定住課</p> <p>社会教育課</p>
<p>具体的施策：家庭生活や地域活動における男女共同参画の推進</p>		
<p>実施状況</p>	<p>効果等（●主な効果・★評価・問題点）</p>	<p>所管課</p>
<p>■公民館・まちづくりセンターにおいて人権・同和教育講演会、親学講座等の開催【再掲】</p> <p>13会場、13回開催、延344人参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地区公民館を中心に人権・同和教育講演会、子育て講演会、親学講演会等を開催するなかで、男女共同参画についての学びを実施。 ・人権、同和教育講演会 15回開催 463人参加 ・子育て支援、家庭教育支援のための親学講座 8回開催 83人参加 ・親子体験活動、交流活動 3回開催 191人参加 ・読み聞かせ研修会 1回開催 16人参加 	<ul style="list-style-type: none"> ●研修会や講座のほか、各種事業を通じて男女共同参画についての意識啓発の機会を提供することができた。 ★毎年継続して実施することで、人権の大切さを再認識する機会となっているが、参加者が固定されていることが課題である。 ●各種講演会等を通じて行った意識啓発によって、参加者の理解を深めることができた。 ★継続実施することで効果の定着を図る。 ★研修会内容について、継続して市内全域で取り組むという観点から、参加者が興味をもてるものや、現在の社会情勢にあったものとなるよう、講師の選定や学習形態などの工夫が必要。 	<p>まちづくり定住課</p> <p>社会教育課</p>
<p>■「男女共同参画サポーター」と連携した啓発活動・情報発信【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施なし 	<ul style="list-style-type: none"> ★サポーターや関係団体との連携を強化し、積極的な啓発活動に取り組む。 	<p>人権推進課</p>

具体的施策：子育て支援の充実		
実施状況	効果等（●主な効果・★評価・問題点）	所管課
<p>■男性の育児休暇取得に向けた取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定事業主行動計画の推進、休暇制度の周知。 ・令和2年度実績 男性職員の配偶者出産休暇取得率： 76.2% 男性職員の育児休業取得率：14.3% 男性職員の育児参加休暇取得率：4.8% ・育児休業に関する法制度についての説明会・相談会のチラシを窓口に掲示し、周知を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ●男性職員3名が育児休業を取得した。 ★男性職員が育児休業を取得しやすい職場づくりにむけ、制度の周知、上司からの働きかけや取得者からの情報発信などが必要。 ●意識啓発につながったと見込まれる。 ★周知の方法の検討を行う（企業訪問の際に周知を行う等）。 	<p>人事課</p> <p>産業企画課</p>
<p>■保育所における延長保育、病児・病後児保育等の特別保育事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な保育サービスの提供に努めた。 ・保育園における特別保育事業の実施。 延長保育（12ヶ所）、一時保育（18ヶ所）、休日保育（1ヶ所）、病児・病後児保育（体調不良児対応型4ヶ所・病後児対応型1ヶ所） 	<ul style="list-style-type: none"> ●利用件数 延長保育 2,094 件 一時保育 944 件 休日保育 264 件 病児（体調不良児対応型）139 件 病後児 15 件 ★サービスの実施により、男女ともに働きやすい環境の形成に一定の効果があった。 ★延長保育の時間が園ごとに違うなど実施内容には差があるが、今後も充実に努めていくことが必要。 	<p>子育て支援課</p>
<p>■放課後児童クラブ・ファミリーサポートセンター事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブ 市内放課後児童クラブ数 12ヶ所 ・地域子育て支援センター事業 育児不安等に対する相談指導、子育てサークル等への支援、子育て情報の提供など、子育て家庭に対する育児支援を市内3ヶ所で実施。 ・ファミリーサポートセンター事業 委託先：社会福祉法人大田保育センター 	<ul style="list-style-type: none"> ●利用者数（いずれも年間延べ数） ・放課後児童クラブ 4,764 人 ・大田子育て支援センター 1,738 人 ・仁摩子育て支援センター 745 人 ・温泉津子育て支援センター 201 人 ・ファミリーサポートセンター事業 300 人 ★放課後児童クラブのニーズは高く、引き続き放課後の適切な遊び場や生活の場の提供に努めたい。 ★子育て支援センターでは、在宅の子育て親子に対する子育て相談や育児支援、育児サークル育成を行っており利用頻度も高い。保護者交流、情報交換の場にもなっている。 ★ファミリーサポートセンター事業は、新委託先となってから児童の預かり、送迎などで昨年よりも大幅の利用増となっている。保育園・放課後児童クラブでは対応困難な支援への対応がこの事業で可能であり、引き続き実施する必要性がある。 	<p>子ども家庭相談室</p>

<p>■幼稚園における「預かり保育」、「保育後の園庭開放」の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預かり保育では、教育時間後も家庭の事情により緊急的または一時的に保育を必要とする園児等を対象に実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ●保護者の就労体系の多様化、家庭環境の変化に伴う保育時間の延長に対する需要に対応。 ★今後も継続する。 	<p>教育部総務課</p>
<p>■放課後子ども教室の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内校区単位で放課後子ども教室を実施した。(11か所 14教室) 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の実情を踏まえながら実施した。地域の協力もあり、放課後対策として有効である。 ★子どもの減少と子ども教室スタッフの確保の問題から教室数が減少傾向にある。 	<p>社会教育課</p>
<p>■ひとり親家庭への援助体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子父子相談員 1名配置。 ひとり親家庭の様々な相談（就労支援、経済的な相談など）に対応するため、母子・父子自立支援員を1名配置している。 ・小中学校における就学援助事業を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ●年間相談件数 378件。 ★相談範囲が年々広がっているが、今後も継続して人員を配置する。 ●就学援助事業により保護者の経済負担を軽減。 ★今後も継続する。 	<p>子ども家庭相談室 教育部総務課</p>
<p>■妊産婦面接、乳幼児相談、乳幼児健診、予防接種、離乳食教室等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠届出時の妊婦面接、新生児訪問を年間通して全数実施した。 ・乳幼児相談、乳幼児健診、妊婦乳幼児家庭訪問、予防接種、離乳食教室を継続して定期実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ●支援の必要な妊産婦の早期支援につながった。 ●乳幼児相談は新生児の全数訪問により、参加者が増加し、気軽に相談できる場として周知されつつある。 ★乳幼児相談、離乳食教室の周知を継続して行う。 	<p>健康増進課</p>
<p>■母子保健推進員による妊婦支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子保健推進員による妊婦支援、こにちは赤ちゃん訪問事業による家庭訪問、地域での育児サークルの開催等により、地域で子育てをする中で、身近な相談役として支援を継続して実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ●妊婦への面談件数は就労妊婦も多く減少している。母子保健推進員研修会を通じて、育児不安の軽減に関する研修を実施し、妊産婦に対する支援のスキルアップを行った。 ★妊娠中は就労している妊婦が多く、母子保健推進員と連絡がとれないことがあるが、妊娠中からの関わりが重要であり支援を継続する。 	<p>健康増進課</p>
<p>■一般不妊治療費等の助成制度の実施</p> <p>対象：大田市内に住所を有する夫婦 助成対象：保険適応の不妊治療及び検査、人工授精の治療費 助成額：1夫婦に対して上限15万円/年 助成期間：3年間（中断期間を含まず）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●助成件数 42件（1期：29件、2期：11件、3期：2件） ●年度内の妊娠届出は助成件数のうち17件。 ★助成事業の住民周知及び医療機関周知を継続する。 	<p>健康増進課</p>

<p>■子育ての不安軽減等のための相談支援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規相談件数 111 件。 <ul style="list-style-type: none"> ・支援が必要なケースについては、妊娠期から関係機関と随時情報共有しながら支援を実施。 ・令和元年 10 月に母子健康包括支援センターを設置し、専用相談室を整備。 	<ul style="list-style-type: none"> ●母子父子家庭相談員に加え、子ども家庭総合支援拠点設置に向け平成 30 年度より社会福祉士、保健師を配置した。 ●相談に応じたつなぎ、対応、個別ケース会議等を実施した。 ★相談には面前DVに関するもの、障がいに伴う養育の負担など当課だけで対応できないものがあり、かつ窓口が分かれているため市民には分かりづらい。 ★子ども家庭総合支援拠点の設置を目指す。 <ul style="list-style-type: none"> ●関係機関との情報共有により、妊娠早期からの支援が実施できている。 ★支援が必要なケースが増加しており、関係機関との切れ目のない支援体制を整備する必要がある。 ★令和元年 10 月に母子健康包括支援センターを設置し、相談体制の充実を図ることができた。 	<p>子ども家庭相談室</p> <p>健康増進課</p>
<p>■結婚から子育てまで切れ目なく相談できる窓口の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年 10 月 1 日から結婚支援相談員を配置。結婚を望む独身男女の出会いの場（イベント 1 回）や、マッチング（無料相談会 9 回）の支援を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠届出時面接より、支援が必要なケースを把握し関係機関と随時情報共有しながら支援を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年 10 月、健康増進課に母子健康包括支援センターを開設。 	<ul style="list-style-type: none"> ●啓発や出会いの場の創出、相談・マッチング等について、市内民会団体、企業と一体となって取り組めた。 ★県東部に比べ、しまコ（有料会員制結婚支援システム）の会員数が少なく、今後会員を増やす必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ●関係機関との情報共有により、妊娠早期からの支援が実施できている。 ★支援が必要なケースが増加しており、関係機関との切れ目のない支援体制を整備する必要がある。 ★令和元年 10 月に母子健康包括支援センターを設置し、相談体制の充実を図ることができた。 <ul style="list-style-type: none"> ●妊娠出産子育てに関するワンストップ相談窓口として活用されている。 ★結婚から子育てまでの支援について、母子健康包括支援センターの活用など関係各課と連携して実施していく。 	<p>まちづくり定住課</p> <p>健康増進課</p> <p>子育て支援課</p>

具体的施策：介護サービスの充実		
実施状況	効果等（●主な効果・★評価・問題点）	所管課
■介護保険制度やサービスの周知 <ul style="list-style-type: none"> 介護保険制度の概要については、あったかいね介護保険、介護保険サービスマップ、高齢者べんり帳など紙媒体を活用し周知を行った。また、介護サービス維持・向上事業などの各種制度については、ホームページや広報紙、音声告知放送、ケーブルテレビなどを活用し周知を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民に対して、介護保険制度やサービス内容等周知を図ることができた。 ★積極的な情報発信を行うとともに、多様な手法を組み合わせることにより広報効果を向上させ、更なる市民への周知を図る必要がある。 	介護保険課
■地域包活支援センターによる相談体制の強化と支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> 情報共有を行うことにより、職員のスキルアップを図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ●相談者に対する適切な支援を行うことができた。 ★職員の相談支援技術の向上を図るとともに、資格職の確保に引き続き取り組む。 	介護保険課

2) 職場環境の整備

具体的施策：雇用の確保の体制づくり		
実施状況	効果等（●主な効果・★評価・問題点）	所管課
■大田市無料職業紹介所の開設 <ul style="list-style-type: none"> 相談実績なし。 	<ul style="list-style-type: none"> ★窓口での求人对応の際に、周知を行う必要がある。 	産業企画課
具体的施策：企業における取組みの促進		
実施状況	効果等（●主な効果・★評価・問題点）	所管課
■男女雇用機会均等法の周知・啓発 <ul style="list-style-type: none"> 石見大田公共職業安定所との共催による「公正採用選考推進セミナー」において、参加企業に対して説明を行った。（8/26開催、参加企業33社、37名） 関連するパンフレット等を設置。 窓口に男女雇用機会均等に関する、パンフレットを掲示し、周知を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ●セミナーにおいて女性参画に関連する制度の周知を図り、啓発活動に取り組んだ。 ●窓口にパンフレット等を設置、市民に向けて周知を図った。 ★引き続き、関係機関や関係部署と連携し、意識向上に努める。 ●意識啓発につながったと見込まれる。 ★周知の方法の検討を行う（企業訪問の際に周知を行う等）。 	人権推進課 産業企画課
■企業のポジティブ・アクション（積極的改善措置）の普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> 働きやすい職場環境づくりに関して、チラシ・ポスターを窓口に掲示し、周知を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ●意識啓発につながったと見込まれる。 ★周知の方法の検討を行う（企業訪問の際に周知を行う等）。 	産業企画課

<p>■女性活躍推進法に関する情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> 県が主催する、セミナー・説明会に関しての周知を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ●意識啓発につながったと見込まれる。 ★周知の方法の検討を行う(企業訪問の際に周知を行う等)。 	産業企画課
<p>具体的施策：男女がともに安心して働き続けるための環境整備</p>		
<p>実施状況</p>	<p>効果等(●主な効果・★評価・問題点)</p>	<p>所管課</p>
<p>■母性保護に関する法律の遵守と理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施なし 妊娠届出時、働いている妊婦に対し「母性健康管理指導事項連絡カード」の周知。事業主への母性保護に関する法律遵守の文章送付(8件)を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ★周知の方法の検討を行う(企業訪問の際に周知を行う等)。 ●事業主への送付を希望する人は少ないが、妊娠届出時、働く妊婦に周知を図ることができている。 ★職場によっては、法律遵守が十分でなく、妊娠、出産による退職が発生しているため、マタハラ防止等について職場への啓発が必要。 	<p>産業企画課</p> <p>健康増進課</p>
<p>■男性の育児休暇取得に向けた取組み【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定事業主行動計画の推進、休暇制度の周知。 令和2年度実績 男性職員の配偶者出産休暇取得率：76.2% 男性職員の育児休業取得率：14.3% 男性職員の育児参加休暇取得率：4.8% 育児休業に関する法制度についての説明会・相談会のチラシを窓口に掲示し、周知を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ●男性職員3名が育児休業を取得した。 ★男性職員が育児休業を取得しやすい職場づくりに向け、制度の周知、上司からの働きかけや取得者からの情報発信などが必要。 ●意識啓発につながったと見込まれる。 ★周知の方法の検討を行う(企業訪問の際に周知を行う等)。 	<p>人事課</p> <p>産業企画課</p>
<p>具体的施策：あらゆるハラスメントの防止</p>		
<p>実施状況</p>	<p>効果等(●主な効果・★評価・問題点)</p>	<p>所管課</p>
<p>■関係機関と連携したあらゆるハラスメント防止についての周知・意識啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ハラスメント防止に関する啓発ポスターの掲示。 パワーハラスメント防止研修を開催。 石見大田公共職業安定所との共催により「公正採用選考推進セミナー」を開催した(8/26開催)。 参加企業33社、37名 関連するパンフレット等を設置。 啓発ビデオ、DVD、図書の出借。 セクハラ・パワハラ防止に関するパンフレット等を掲示し、周知を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ●セミナーにおいて職場における様々なハラスメントについて周知を図り、事業所に対し啓発活動を行うことができた。 ★引き続き積極的な啓発活動に取り組み、意識の向上を図る。 ●意識啓発につながったと見込まれる。 ★周知の方法の検討を行う(企業訪問の際に周知を行う等)。 	<p>人事課</p> <p>人権推進課 おおだふれあい会館</p> <p>産業企画課</p>

重点目標4 地域・農山漁村等における男女共同参画の推進

1) 農林水産業・自営商工業等における女性の地位の向上

具体的施策：固定的な性別役割分担意識の払拭のための啓発促進		
実施状況	効果等（●主な効果・★評価・問題点）	所管課
■農林水産業・自営商工業等に従事する女性の地位向上に向けた意識啓発のための研修会の開催 ・実施なし。 ・実施なし。	★企業訪問の際に実施を検討する。 ★農業の機械化・高性能化により、女性による農業機械オペレーター養成会等の実施が必要。	産業企画課 農林水産課
具体的施策：農林水産業・自営商工業等における女性の参画促進		
実施状況	効果等（●主な効果・★評価・問題点）	所管課
■関係機関と連携し、女性の参画促進のための意識啓発のための研修会の開催 ・実施なし。 ・実施なし。	★女性による起業の促進を図りたい。 ★女性参画組織の取組みについての意識づくりが必要。	産業企画課 農林水産課
■農林水産業・自営商工業等の各種審議会等への女性の参画促進 ・実績なし。 ・実績なし	★女性の参画に向けての取組を検討したい。 ★専門家の派遣等により、女性の技術向上を図ることが必要。	産業企画課 農林水産課
■集落営農組織等への女性の参画促進 ・実績なし。	★研修会の開催等により、集落営農組織で女性が参画しやすい環境づくりや機運醸成につなげていくことが必要。	農林水産課
■農業委員への女性登用等の促進 ・現委員 45 名（農業委員 17 名、農地利用最適化推進委員 28 名）のうち、女性農業委員 2 名（4.4%） 令和3年2月改選による （任期：令和6年1月末まで）	●県内の女性委員で構成する「しまね農業委員会女性協議会」の会員として研修会等に参加した。 ●中国・四国ブロック農業委員会女性委員研修会に参加（令和2年度は中止）した。 ●他市町村の女性委員と意見交換等の交流を図っている。 ★農業委員会の主な業務が法令業務であるため、女性としての観点を活かせる機会は少ない。 ★令和6年2月の改選に向け、女性委員増の取り組みが必要だが、男女を問わず候補者が少ない状況が予想され、厳しい状況である。	農業委員会

具体的施策：女性の経済的地位の向上		
実施状況	効果等（●主な効果・★評価・問題点）	所管課
■農林水産業の女性技術者や担い手の育成 ・実績なし。	★農業の女性技術者や担い手を目指す人材の育成に取り組むことが必要。	農林水産課

2) 防災分野における男女共同参画の推進

具体的施策：防災対策における男女共同参画の意識啓発		
実施状況	効果等（●主な効果・★評価・問題点）	所管課
■災害発生時に備え、女性や要配慮者に配慮・支援する体制を整備 ・プライバシー保護のための居住、トイレ、着替え用途使用できるテントを整備。 ・幼児、高齢者に対し、おかゆ、ビスケット、アレルギー対応非常食を整備。	●避難所等での過ごしやすい環境を整備できている。 ★調達コストがかかるため、十分な量を確保できていない。協定時による調達も検討する。	危機管理課

具体的施策：自主防災組織等への女性の参画促進		
実施状況	効果等（●主な効果・★評価・問題点）	所管課
■自主防災組織等において役割に応じて編成される各班への女性の参画促進 ・各自主防災会による防災訓練及び講習会の開催。	●防災訓練等に参加し体験することで女性の参画を促進した。 ★各種訓練等への参加率は高いが、自主防災組織の女性班員率は依然低い。女性リーダーの育成も必要。	危機管理課
■避難所運営において、女性が参画できる体制の整備 ・マニュアルにおいて女性参画の重要性を記載している。	★大規模な被災等がなかったため、効果を判定する事例なし。	危機管理課

3) だれもが安心して暮らせる環境の整備

具体的施策：子育て支援の充実 【再掲】		
実施状況	効果等（●主な効果・★評価・問題点）	所管課
※仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の理解と定着と同じ		
具体的施策：高齢者の社会参画の促進		

実施状況	効果等（●主な効果・★評価・問題点）	所管課
■地域介護予防活動への積極的参加の推進 ・高齢者通いの場づくり事業などの介護予防活動への参加促進を行った。	●閉じこもりがちな高齢者の交流機会の確保、心身機能の維持向上を図るとともに、スタッフの生きがいづくりにつなげることができた。 ★市内全域で通いの場を実施することにより、参加機会の拡大を図る。	介護保険課
■介護予防教室の実施と男性の積極的参加の推進 ・地区の集会所等において、住民を対象とした介護予防教室を実施した。	●介護予防や認知症に関する啓発を行うことができた。 ★男性の参加促進のための声かけや、メニューの工夫を行う必要がある。	介護保険課
■公民館事業における、高齢者の持つ豊かな経験と知識・技術を活かせる活動の推進 ・学社連携・融合の各種事業（放課後子ども教室、学校支援地域本部事業、ふるさと教育推進事業等）の中で、特に高齢者のもつ豊かな経験と知識・技能を活かせるよう努めており、地域講師やボランティアとして年間を通じ、参画している。	●地域講師やボランティアとして参画することや、地域での世代間交流に参加することで、地域に貢献しているという意識が、自身の生きがいともなる。 ★生涯学習によって培われた知識・技能を活かして地域に還元できるよう機会を提供する必要がある。	社会教育課
具体的施策：介護サービスの充実 【再掲】		
実施状況	効果等（●主な効果・★評価・問題点）	所管課
※仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の理解と定着と同じ		
具体的施策：障がい福祉サービスの充実		
実施状況	効果等（●主な効果・★評価・問題点）	所管課
■障がい福祉サービスの周知 ・障がい者福祉のしおり「べんり帳」の令和2年度版を作成。 ・ホームページや広報紙への情報掲載。	●障がい福祉サービスの周知、相談支援体制の充実により、障がい者の自立及び社会参加を推進するとともに、介護者の負担軽減が図れている。 ★大田市障がい者福祉計画に沿った取り組みを展開している。計画目標数値を下回る結果も出ているため、ニーズに応じたサービス提供ができる環境整備などに努める必要がある。	地域福祉課

<p>■相談体制の強化と支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者相談員（身体・知的）を5名設置。 相談支援事業委託 2事業所。 	<p>●障がい福祉サービスの周知、相談支援体制の充実により、障がい者の自立及び社会参加を推進するとともに、介護者の負担軽減が図れている。</p> <p>★大田市障がい者福祉計画に沿った取り組みを展開している。計画目標数値を下回る結果も出ているため、ニーズに応じたサービス提供ができる環境整備などに努める必要がある。</p>	<p>地域福祉課</p>
<p>■障がい児支援サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 大田市内に事業所のあるサービス 児童発達支援 放課後等デイサービス 障がい児相談支援事業委託 2事業所 	<p>●障がい福祉サービスの周知、相談支援体制の充実により、障がい者の自立及び社会参加を推進するとともに、介護者の負担軽減が図れている。</p> <p>★大田市障がい者福祉計画に沿った取り組みを展開している。計画目標数値を下回る結果も出ているため、ニーズに応じたサービス提供ができる環境整備などに努める必要がある。</p>	<p>地域福祉課</p>
<p>具体的施策：外国人相談窓口の開設</p>		
<p>実施状況</p>	<p>効果等（●主な効果・★評価・問題点）</p>	<p>所管課</p>
<p>■公益財団法人しまね国際センター内に開設されている外国人相談窓口の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> 大田市ホームページへの掲載。 転入された外国人に対して周知用のカードの交付 	<p>★様々な手段を用いて、周知を図る。</p>	<p>総務課</p>
<p>■日本語教室のボランティアグループや関係機関と連携し相談体制の強化を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ボランティアサークルと連携を図り、市内在住の外国人の相談対応を行った。 外国語で書かれた日本の法制度、相談窓口についてのチラシを窓口に設置。 <p>・日本語指導教室のボランティアグループの代表者と定期的に情報交換を行った。</p>	<p>●生活相談や情報交換の場を設けることができた。</p> <p>★日本語教室のボランティアの確保、在住外国人への周知が必要。在住外国人増加に伴い、関係機関と連携し、積極的な取組が必要。</p> <p>●学校だけでは把握できない未就学児の情報等が共有できた。</p> <p>★学校での日本語指導が必要な児童生徒を支える体制を整備する。</p> <p>★学校及び子どもの実情に応じた支援ができる人的配置、人材確保が必要。</p>	<p>人権推進課 おおだふれ あい会館</p> <p>学校教育課</p>

基本目標Ⅲ 個人の尊厳の確立

重点目標5 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

1) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

具体的施策：市民への意識啓発		
実施状況	効果等（●主な効果・★評価・問題点）	所管課
<p>■広報等を活用した人権意識を高めるための学習・研修の機会の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月の広報紙において、人権推進課からの人権意識啓発用ページ「きずな」を確保した。 ・おおだふれあい会館や男女共同参画センターあすてらす等の各種催し物を、適時広報紙やホームページ等を活用し情報提供に努めた。 ・男女共同参画週間（6/23～29）について、市民への周知と意識啓発のため、ケーブルテレビのフリップ放送を活用してPR活動を行った。 ・ホームページや広報を活用し、関連するイベント等について情報提供を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ●毎月広報紙の中に人権に関わるページを確保することで、市民の方に継続して読んでもらえることができた。 ●人権に関わる各種催し物を様々な媒体を通じて提供することで、より市民の目に触れることができた。 ★両者とも継続し実施していくことで、より市民への意識啓発への効果が期待される。 ●関連するイベント等について、さまざまな媒体を活用して周知することができた。 ★引き続きサポーターや関係機関と連携し、さまざまな場面を活用して啓発活動に取り組む。 ★一人ひとりの身近な問題として捉えてもらえるよう啓発活動の工夫と充実が必要。 	<p>政策企画課</p> <p>人権推進課</p>
<p>■「女性に対する暴力をなくす運動」、「女性の人権ホットライン」などの周知と広報活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙、ホームページで周知。 ・音声告知放送において告知。 ・DV 防止に関するチラシを関係機関へ配布。パープルリボンの着用。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民に向け、周知することができた。 ★新型コロナウイルス感染症の影響により街頭活動は実施できなかったが、ポスターの掲示や関係機関へのチラシ配布などの啓発活動を行った。 	<p>人権推進課</p> <p>おおだふれあい会館</p>
具体的施策：女性相談窓口の周知及び支援体制の強化		
実施状況	効果等（●主な効果・★評価・問題点）	所管課
<p>■女性に対する暴力等の人権侵害に関する相談窓口の周知及び関係機関との連絡体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あすてらす女性相談室との連携を図った。 ・市庁舎1F 女性トイレ及び1F ロビー、ふれあい会館女子トイレに相談窓口の案内カードを配置。 	<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関や関係部署と連携を図り、支援に努めた。 ★関係機関、関係部署と連携し、必要とされる支援が速やかに行えるよう努める。 ★相談窓口や各種制度等についても周知 	<p>人権推進課</p> <p>おおだふれあい会館</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ上において周知。 	を図る。	
<p>■「大田市女性・児童・高齢者に対する暴力・虐待対策庁内連絡会」の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施なし 		人権推進課
<p>■ひとり親家庭への援助体制の強化【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子父子相談員1名配置 ひとり親家庭のさまざまな相談（就労支援、経済的な相談など）に対応するため、母子・父子自立支援員を1名配置。 ・小中学校における就学援助事業の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ●年間相談件数 378件 ★相談範囲が年々広がっているが、今後も継続して人員を配置する。 ●就学援助事業により保護者の経済負担を軽減。 ★今後も継続。 	<p>子ども家庭相談室</p> <p>教育部総務課</p>
<p>具体的施策：子どもへの暴力・虐待を防ぐ取組み</p>		
実施状況	効果等（●主な効果・★評価・問題点）	所管課
<p>■「児童虐待防止法」についての周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大予防のため中止し、「体罰によらない子育てを上げよう」チラシ、キャンペーングッズを市内保育園を通じて1000部配布。 ・保育園、幼稚園、小中学校教職員対象の研修、保育現場等への出張講座、民生委員対象の研修を行った（令和2年2月、参加者58名）。 ・令和元年より通告義務についての周知チラシを市内保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校、児童クラブを通じて配布した（約2000部）。 ・関連するパンフレットを窓口に設置、周知を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ●虐待に関する情報が入れば、関係機関が連携を取りケース会議を開くなど、虐待への対応ができています。 ★児童福祉法改正の内容（親権者の必要な内容が範囲を超えた懲戒禁止を明文化）を踏まえて保護者の人権意識の向上が必要。 ★現場での早期発見早期対応への啓発等も必要。 ★関係部署、関係機関と連携し啓発活動に取り組む。 	<p>子ども家庭相談室</p> <p>人権推進課</p>
<p>■子どもへの暴力・虐待に関する相談体制の充実と窓口の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大予防のため中止し、「体罰によらない子育てを上げよう」チラシ、キャンペーングッズを市内保育園を通じて1000部配布。 ・保育園、幼稚園、小中学校教職員対象の研修、保育現場等への出張講座、民生委員対象の研修を行った（令和2年2月、参加者58名）。 	<ul style="list-style-type: none"> ●虐待に関する情報が入れば、関係機関が連携を取りケース会議を開くなど、虐待への対応ができています。 ★児童福祉法改正の内容（親権者の必要な内容が範囲を超えた懲戒禁止を明文化）を踏まえて保護者の人権意識の向上が必要。 ★現場での早期発見早期対応への啓発等も必要。 	子ども家庭相談室

<ul style="list-style-type: none"> 令和元年より通告義務についての周知チラシを市内保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校、児童クラブを通じて配布した。 乳幼児健診等母子保健事業の中で、子ども家庭相談室が窓口であることを周知。 関連するパンフレットを窓口に設置、周知を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ●保護者自身、医療機関等の関係機関、地域住民より相談があり、一定の周知が図られていると考えられる。 ★休日、夜間や緊急時の窓口体制では不十分な面がある。 ★児童相談所の相談ダイヤルも併せて周知する必要がある。 ★関係機関、関係部署と連携し啓発活動に取り組む。 	<p>健康増進課</p> <p>人権推進課</p>
<p>■関係機関との連絡体制を強化し、虐待の早期発見・早期対応に努める</p> <ul style="list-style-type: none"> 要保護児童対策地域協議会の実務者会議を開催し、関係機関との連携協力を図った。 保育園・幼稚園・小中学校教職員対象の研修、市役所内職員の資質向上のための研修を行った。 「未来の子どもを育てるために必要な2つの視点」と題し子どもの自己肯定感向上に向けた動画配信（CATV、YouTube）を行った（青少年育成市民会議と共催、新型コロナウイルス感染症予防に配慮した対応）。 「母子保健対策における児童虐待予防対応マニュアル」に基づき、子育て支援課等関係機関と連携を図りながら、妊娠期から児童虐待の早期発見・早期支援に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●虐待に関する情報が入れば、関係機関が連携をとりケース会議を開くなど、虐待への対応ができています。 ★児童福祉法改正の内容（親権者の必要な内容が範囲を超えた懲戒禁止を明文化）を踏まえて保護者の人権意識の向上を目指した啓発の取組が必要。 ★単なる禁止事項の周知でなく、子どもの自己肯定感を支援する家庭、学校、地域での啓発を今後も推奨する必要がある。 ●必要なケースについては関係機関と連携を図った支援ができた。 ★支援の背景が複雑であり、対応が困難なケースが増加しており、より専門的な対応が必要とされるケースが増加している。 	<p>子ども家庭相談室</p> <p>健康増進課</p>
<p>■小・中学校での思春期・赤ちゃんふれあい交流学習事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症予防のため中止。 実績なし 	<ul style="list-style-type: none"> ★事業は中止となったが、委託先である大田市民館連絡協議会及び校長会を通じて小中学校と連携を図り、事業の継続の必要性についての共通認識を図り、地域で子どもを見守り育むネットワークの体制づくりを行うことができた。 ★継続実施することで効果の定着を図る。 	<p>健康増進課</p> <p>社会教育課</p>

重点目標6 健康づくりの推進

1) 生涯を通じた健康づくりの推進

具体的施策：生涯を通じた男女の健康支援と意識啓発		
実施状況	効果等（●主な効果・★評価・問題点）	所管課
<p>■身近な地域において健康づくりを進める「健康づくり推進事業」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内、10 地区において、各地区健康づくり推進協議会等へ健康づくり推進事業を委託により実施。 (令和2年度継続：10 地区) 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域が主体的に健康づくりに取り組める環境づくりができた。 ●取組実施の時期や内容等、運営を地域の実情に合わせ企画し、効率的に実施することができた。 ★新型コロナウイルス感染症により活動の実施が危ぶまれたが、地域の実情に合わせ事業実施時期、対象者数、内容など企画・運営について、感染対策を講じたうえで効果的な健康づくり活動ができた。 	健康増進課
<p>■特定健康診査、特定保健指導、健康教育、健康相談、家庭訪問の実施</p> <p><特定健診></p> <ul style="list-style-type: none"> 実施期間：令和2年8月～12月（個別健診） 対象者：大田市国保被保険者、後期高齢者医療被保険者、生活保護世帯員。 実施方法：島根県環境保健公社 及び 特定健診実施医療機関にて実施。 <p><特定保健指導></p> <ul style="list-style-type: none"> 特定健診の結果、積極的支援及び動機付け支援対象者へ案内を送付。 市保健師による指導を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ●1年に1回自身の健康状態を振り返る機会となっている。また、生活習慣病またはその危険因子を早期に発見し、栄養や運動等の生活指導や適切な治療に結びつけることにより、健康の保持・増進につながっている。 ★女性に比べ男性の受診率が低く、年齢別にみると50歳代までの若年層の受診率が低い。より多くの対象者が健診を受けるように、実施方法や啓発方法を検討していく必要がある。 ★特定保健指導について、引き続き利用勧奨をしていくとともに、未利用者への状況確認も訪問等を通して実施していく必要がある。 	健康増進課
<p>■がん検診事業による、がんの早期発見と正しい知識の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定保健指導、健康教育、健康相談、事業所健診など各種健（検）診と連携し、がん検診の必要性やがんの早期発見のための啓発を実施した。 乳がん検診、大腸がん検診の節目年齢の方を対象に、無料クーポン券を送付した。 乳がん検診受診意向調査を実施し、一人でも多くの対象者が受診につながるよう啓発を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ●無料クーポン券対象者の受診は3割程度を維持しており、一定の効果があった。 ●乳がん検診については、受診率が上昇していることから受診意向調査に一定の効果があり、住民への検診受診の動機付けとなった。 ★市の検診だけではなく、職場や医療機関で受診をした方が数が把握できないのが現状。 	健康増進課

	★引き続き、適切な検診間隔での受診ができるよう通知方法の工夫を凝らし、啓発を実施していく。	
具体的施策：健康の保持増進		
実施状況	効果等（●主な効果・★評価・問題点）	所管課
■高齢者体力アップ事業、介護予防教室等の実施 ・高齢者向けマシントレーニングによる体力アップ事業、住民を対象とした介護予防教室を実施。	●運動機能の維持・向上、介護予防や認知症に関する啓発を行うことができた。 ★介護予防の必要性や効果の周知を図る。	介護保険課
■公民館事業においてスポーツ教室や健康に関する活動を推進 ・各地区公民館を中心に、スポーツ教室や健康に関する講座を開催し、生涯を通じて健康づくりを推進。 健康づくり教室 18回開催 419人参加	●スポーツや健康づくりの場の提供を通して、参加者は自らの健康づくりのみならず、競技を競いながら地域間、個人間の交流づくりにもつながる。 ★継続実施することで効果の定着を図る。 ★事業の中には大田市健康増進計画に基づき、他課と連携して行う事業もある。今後も継続実施する。	社会教育課

2) 妊娠・出産等に関する健康支援

具体的施策：妊娠出産に関する支援		
実施状況	効果等（●主な効果・★評価・問題点）	所管課
■母子保健手帳交付時の健康指導や「母子保健サービスガイド」の配布 ・妊娠届出時妊婦面接でサービスガイドを用い、妊娠・出産に関する制度、妊婦健診等の説明を実施。	●すべての妊婦に面接を行い、妊娠中の健康管理、必要な制度の説明を行うことができた。 ●妊婦アンケートを実施し、妊娠、出産、育児に関する不安等支援の必要な妊婦に早期に対応することができた。 ★今後も妊娠届出時の全数面接を継続し、妊娠中からの切れ目のない支援を実施する。	健康増進課
■妊産婦面接、乳幼児相談、乳幼児健診、予防接種、離乳食教室等の実施 【再掲】 ・妊娠届出時の妊婦面接、新生児訪問を年間通して全数実施。 ・乳幼児相談、乳幼児健診、妊婦乳幼児家庭訪問、予防接種、離乳食教室を継続して定期実施。 ・新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言時には事業を一時中止するも、その際は電話相談等にてタイムリーな相談体制、及び離乳食についての情報を YouTube で流す等にて対応を実施	●支援の必要な妊産婦の早期支援につながった。 ●産後早期からの訪問の実施、また相談、教室の参加案内により、妊婦及び児の保護者が相談しやすい体制づくりを実施できた。 ★乳幼児相談、離乳食教室の周知を継続して行う。 ★新型コロナウイルス感染症対策を考慮した事業の開催方法を検討する。	健康増進課

<p>■母子保健推進員による妊婦支援の充実、こんにちは赤ちゃん訪問事業の実施 【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> 母子保健推進員による妊婦支援、こんにちは赤ちゃん訪問事業による家庭訪問、地域での育児サークルの開催等により、地域で子育てをする中で、身近な相談役として支援を継続して実施。 新型コロナウイルス感染症予防のため訪問や育児サークルの実施が困難な状況があった。その際は、電話にて活動を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の身近な相談役の母子保健推進員から産前産後の声かけ、地域での育児サークルへの参加勧奨を行うことで、安心して地域で子育てする環境づくりにつながっている。 ★妊娠中は就労している妊婦が多く、母子保健推進員と連絡がとれないことがあるが、妊娠中からの関わりが重要であり支援を継続する。 	健康増進課
<p>■子育ての不安軽減等のための相談支援体制の充実 【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域子育て支援センター事業 育児不安等に対する相談指導、子育てサークル等への支援、子育て情報の提供など、子育て家庭に対する育児支援を市内3か所で実施。 支援が必要なケースについては、妊娠期から関係機関と随時情報共有しながら支援を実施。 令和元年 10 月に母子健康包括支援センターを設置し、専用相談室を整備。 	<ul style="list-style-type: none"> ●利用者数（年間延べ） 大田子育て支援センター 1,738 人 仁摩子育て支援センター 745 人 温泉津子育て支援センター 291 人 ★在宅の子育て親子に対する子育て相談や育児支援、育児サークル育成を行っており、利用頻度も高い。 ★保護者交流、情報交換の場となっている。 ●関係機関との情報共有により、妊娠早期からの支援が実施できている。 ●新型コロナウイルス感染症の影響もあったが、専用相談室でタイムリーな相談対応が実施できた。 ●保護者交流、情報交換の場となっている。 	<p>子ども家庭相談室</p> <p>健康増進課</p>

重点目標7 人権尊重の意識の高揚

1) 男女平等の視点に立った人権教育の推進

<p>具体的施策：小・中学校における人権教育の充実</p>		
実施状況	効果等（●主な効果・★評価・問題点）	所管課
<p>■人権・同和教育に視点をあてた公開授業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 授業公開日に、人権・同和教育に視点を当てた授業を全学級で公開した。 周辺の小・中学校にも案内を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ●学校の取組に関して保護者の理解を促進することができ、保護者の意識啓発にもつながった。 ●参加した多くの教職員が人権・同和教育について学ぶことができた。 ●差別に出会った時、差別の本質を見抜き、対処する方法を考える機会となった。 ●身の回りの環境や自分の生活を見つめ、差別や偏見をなくしていこうとする意欲を高めることができた。 	学校教育課

	<p>★感想を記述してもらうだけでなく、意見交換の場を設定することや、家庭に帰ってからの話題として広めてもらうような工夫が必要。</p>	
<p>■「基本的人権の尊重」について指導するなど意識向上への取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会科等の授業において「基本的人権の尊重」について学習した。 ・人権の花活動、人権に関するポスター、標語、作文の取組を行った。 ・障がい者に関する理解教育を行った。 ・毎学期、人権週間の取組を行い、人権の大切さを理解し、実践に繋げることができるように、考えさせたり指導したりした。 ・朝礼で校長から人権に関わる話を行っている。 ・放送委員会が各学級や個人などの良さを昼の放送で積極的に伝えた。 	<ul style="list-style-type: none"> ●日本国憲法で保障されている基本的人権について、またそれに関わる様々な取り組みについて、理解を深めることができた。 ●社会科において、各学年で基本的人権を取り扱う場面があるが、児童が確実に学ぶような工夫をした。 ●よい行いをみんなで称賛しようとする意識を育てる機会となった。 ★今後も人権集会などの取り組みを継続し、生徒及び教職員の人権意識の高揚に努めていく必要がある。 ★意識の高揚と共に行動していけるかが課題である。 	<p>学校教育課</p>
<p>■教職員研修の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校外での研修会へ参加した。 ・各種ハラスメントやLGBT等に関する研修を行った。 ・人権・同和教育や進路保障に関する校内研修を定期的に実施した。 ・職員会の際、輪番で一人ひとりの教職員を講師とした研修を実施。 ・冬季休業中に、講師を招いて「外国にルーツのある児童、保護者の支援」について、研修を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ●人権に視点を置いた教育活動を行うことができた。 ●自分たちの行動を振り返るきっかけとなった。 ●それぞれが主体的に講師となってミニ研修を行うことで、教職員の意識が確実に向上してきた。 ●外国にルーツのある子どもや保護者に対し、学校としてどのような支援をすべきか考えることができた。 ★校外での研修を報告する機会を設けているが、更に充実させたい。 ★教職員の人権意識を高めていくためには、様々な人権課題に対する研修を計画的に行っていく。 	<p>学校教育課</p>
<p>■公民館・まちづくりセンター・学校・保護者と連携し、人権・同和教育研修会の開催【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・13会場、13回開催、延344人参加 	<ul style="list-style-type: none"> ●研修会や講座のほか、各種事業を通じて男女共同参画についての意識啓発の機会を提供することができた。 ★毎年継続して実施することで、人権の大切さを再認識する機会となっているが、参加者が固定されていることが課題である。 	<p>まちづくり定住課</p>

<p>開催日：8/17（参加 208 名） 10/30（参加 132 名） 3/22（参加 426 名）全 3 回</p>	<p>★継続的な受講について取り組むとともに、新規受講者の拡大に努める。ニーズに応じた講座内容や、周知方法について検討する。</p>	
<p>■市民を対象とした「人権を考える市民のつどい」の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 人権を考える市民のつどい兼おおだふれあい会館人権・同和問題研修会を開催。 第 1 回開催：令和 2 年 8 月 17 日 演題「新型コロナ禍における差別とインターネットによる人権侵害」 講師：川口泰司さん 参加者：208 名 第 2 回開催：令和 2 年 10 月 30 日 演題「ハンセン病問題はまだ終わっていない」 講師：加藤めぐみさん 演題「ハンセン病だったことを隠さずに生きる」 講師：山城清重さん 参加者：132 名 	<p>●さまざまな角度から人権問題を取り上げ、講演会や研修会を開催。受講者に対し、問題提起や意識の向上を図った。 ★継続的な受講について取り組むとともに、ニーズに応じた研修内容や、周知の方法について検討する。</p>	<p>人権推進課 おおだふれあい会館</p>
<p>■石見大田公共職業安定所との共催による「公正採用選考セミナー」の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 石見大田公共職業安定所との共催により「公正採用選考推進セミナー」を開催。（8/26、参加企業 33 社、37 名） 	<p>●セミナーにおいてさまざまな人権問題について周知を図り、啓発活動を行うことができた。 ★引き続き、啓発活動に取り組み、意識の向上を図る。</p>	<p>人権推進課 産業企画課</p>
<p>■公民館・まちづくりセンターにおいて人権・同和教育講演会、親学講座などの開催【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> 13 会場、13 回開催、延 344 人参加 各地区公民館を中心に人権・同和教育講演会、子育て講演会、親学講演会等を開催するなかで、男女共同参画についての学びを実施。 人権、同和教育講演会 15 回開催 463 人参加 子育て支援、家庭教育支援のための親学講座 8 回開催 83 人参加 親子体験活動、交流活動 3 回開催 191 人参加 読み聞かせ研修会 1 回開催 16 人参加 	<p>●研修会や講座のほか、各種事業を通じて男女共同参画についての意識啓発に努めた。 ★毎年継続して実施することで、人権の大切さを再認識する機会となっているが、参加者が固定されていることが課題である。</p> <p>●各種講演会等を通じて行った意識啓発によって、参加者の理解を深めることができた。 ★継続実施することで効果の定着を図る。 ★研修会内容について、継続して市内全域で取り組むという観点から、参加者が興味をもてるものや、現在の社会情勢にあったものとなるよう、講師の選定や学習形態などの工夫が必要。</p>	<p>まちづくり 定住課</p> <p>社会教育課</p>

2) 性に関する指導の実施

具体的施策：学校教育等における性に関する指導の実施		
実施状況	効果等（●主な効果・★評価・問題点）	所管課
<p>■教職員の意識向上のための研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメントに関わる服務研修を実施した。 ・講師を招いてのLGBT等の研修を実施。 ・性に関する問題事象のケース会議を行い、性教育の大切さを考えた。 ・互いの授業に対する情報交換を行った。 ・養護教諭と連携し、指導内容や資料の選定を進めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ●研修等を通じた教職員の意識や資質の向上や、性に関する指導に対する共通理解の促進により、発達段階を考慮した指導ができた。 ●性に関する指導が、生命や人格の尊重、男女平等の精神の下の自己や他者を尊重する態度を育むことを、改めて考えることができた。 ●いろいろな資料を紹介してもらうことにより、指導の幅が広がった。 ★自分の性に対して、違和感を持っている生徒がいることを前提に、指導を考えることができるようにする必要がある。 ★児童生徒の実態を踏まえた上で、日頃から、養護教諭と連携して性に関する新しい情報を知っておく必要がある。 	学校教育課
<p>■公開授業やPTA研修を通し保護者へ周知・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性に関する授業を行った際など、学級だよりや保健室だより等で周知し、保護者への啓発を図った。 ・公開授業において、性に関する授業を各学年で行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ●保護者が参加することで、生徒への性に関する指導を行う上で、効果的な授業を行うことができた。 ●命の大切さやお互いを大切に思う心など、親子で考えることができた。 ●保護者の中には、公開授業が親子の会話のきっかけづくりになって良かったという声があった。 ★各家庭により意識の違いがあるので、継続して公開授業を行い、PTAの研修会や個人懇談会などを通じて、周知や啓発に努める。 ★新たな性に関する問題についても、研修し、指導を行っていく。 ★家庭と学校とが連携して子供の成長を育んでいくために、今後も継続して情報共有する。 ★保護者の感想や意見を聞く機会を増やしていく。 	学校教育課
<p>■性に関する正しい知識について関係機関と連携した啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施回数と場所 大田高校 9月3～4日 邇摩高校 中止 ・実施内容：要望のあった学校の文化祭に併せて、生徒を対象に性教育を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ●性に関する展示・クイズ等を通じて、正しい知識や相談窓口の周知を行った。 ●助産師による小集団を対象とした赤ちゃん人形や妊婦体験を行い、生命の尊さ等を感じてもらった事ができた。 	健康増進課

<ul style="list-style-type: none"> 相談機関や正しい性の知識について情報提供を行い、助産師による個別相談を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●月経困難症、不育症、不妊治療等に関するパンフレットを渡し、高校生の時から将来を見据えた自分の体づくりについて啓発できた。 ★避妊方法を知っている高校生及び性感染症を知っている高校生の割合が、以前より減少しており、更に教育機関、医療機関、家庭と連携した取組が必要。 	
--	---	--

3) メディアにおける女性の人権の尊重

具体的施策：メディアにおける人権尊重のための広報・啓発		
実施状況	効果等（●主な効果・★評価・問題点）	所管課
<p>■「男女共同参画推進週間」での重点的な広報・啓発活動 【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施なし。 男女共同参画週間（6/23～29）について市民への周知と意識啓発のため、ケーブルテレビのフリップ放送を活用してPR活動を行った。 ホームページなど活用し、関連するイベント等について情報提供を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ★あすてらすの関連イベントがないと広報紙への掲載がない。市独自で啓発記事を作成し、掲載する必要がある。 ●関係機関と連携し、啓発放送や広報等を活用したPR活動を行った。 ★継続的に実施することにより、意識の向上を図る。 ★日常生活の身近な問題として捉えてもらえるよう、啓発活動に取り組む。 ★関係機関やサポーターと連携し、様々な場面を活用して啓発活動に取り組む。 	<p>政策企画課</p> <p>人権推進課</p>
具体的施策：公的刊行物における性差別につながらない表現の促進		
実施状況	効果等（●主な効果・★評価・問題点）	所管課
<p>■広報やホームページへの掲載について表現方法の精査</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎月の広報紙の編集作業や日々のホームページを更新する中で、性差別や誤解を生むような表現になっていないか等、提出された原稿を精査した。 	<ul style="list-style-type: none"> ●毎年人権推進課、人事課等が行う職員研修の成果により、近年各担当課から提出される原稿で性差別につながるような表現はない。 ●各担当課と広報・ホームページ担当課の2課でチェックをしているため、性差別につながるような表現での記載はない。 ★各担当課が直接ホームページを更新する場合には、政策企画課はその内容を把握していないため、ホームページを適宜確認する必要がある。また、表現等のチェックをするだけでなく、男女共同参画が推進されるような働きかけを積極的にしていく必要がある。 	<p>政策企画課</p>

基本目標Ⅳ 国際的視野に立った男女共同参画の推進

重点目標8 多文化共生に向けた国際交流の促進

1) 国際理解の推進

具体的施策：国際的な取組情報の広報		
実施状況	効果等（●主な効果・★評価・問題点）	所管課
■世界遺産の情報発信に併せ、「平和と人権尊重」のユネスコの精神についての情報発信 ・広報やホームページにより、ユネスコの精神である「平和と人権尊重」の理解、啓発に取り組んだ。	●市が作成するパンフレットや広報等へ掲載することにより、市民に対し周知を図ることができた。 ★より深い理解と意識の向上を図るため、継続的積極的な啓発活動が必要。	人権推進課
■男女平等に関する国際的な取り組み等の情報発信 ・実績なし。	★他市の活動状況などから取組について考える。	人権推進課
具体的施策：国際交流事業への女性の積極的参加の促進		
実施状況	効果等（●主な効果・★評価・問題点）	所管課
■韓国文化体験講座等への参加の促進 ・講座開催回数 2回 参加者数 31名（うち女性23名）。	●継続的に開催しており、韓国文化に対する理解に貢献している。 ★講座開催の周知を図るとともに、開催時期を検討し、多くの市民が参加できるような工夫が必要である。	総務課
■まちづくりセンター等との共催による国際文化講座の実施 ・2会場、8回開催、延127人参加	●外国人参加者の方から「職場と住居を行き来するだけの生活だったが、楽しく充実した時間を過ごせた」などの声があり、在住外国人に地域住民と交流する場を提供することができた ●地域住民が在住外国人を知るきっかけとなり、多文化共生社会を理解する一助となった。 ★誰もが参加しやすい事業に配慮する必要がある。 ★市全域での取組となっていないため、広げていく必要がある。	まちづくり定住課

<ul style="list-style-type: none"> 市内で行われる国際交流活動へ国際交流員の派遣を行った。 大田市主催事業：2回 まちづくりセンター・学校等事業：13回 	<ul style="list-style-type: none"> ●多文化共生に対する理解を深めることができた。 ★在住外国人と地域住民の交流、多文化共生理解の取組として定着させる。 	総務課
<p>■公民館事業や社会教育指導派遣事業による国際交流事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内7公民館を中心として、国際交流に係る事業を開催したほか、社会教育指導員を派遣し国際交流事業を行った。 国際交流事業 2回実施 36人参加。 	<ul style="list-style-type: none"> ●国際交流事業に参加することで、異文化に触れ、より一層理解が深まることが期待される。 ★継続実施することで効果の定着を図る必要がある。 	社会教育課

2) 在住外国人等への対応

具体的施策：外国人相談窓口の開設 【再掲】		
実施状況	効果等（●主な効果・★評価・問題点）	所管課
※だれもが安心して暮らせる環境の整備と同じ		

資料編

大田市男女共同参画推進条例

すべての男女が性別にかかわらず、個人として尊重され、法の下に平等であることは日本国憲法に謳われており、男女平等に向けた様々な取り組みが、国内外において進められてきた。

大田市においても男女共同参画計画を策定するなど、様々な施策を推進してきた。

しかしながら、大田市において性別による固定的な役割分担意識と、またそれらに基づく社会通念、慣習、制度は依然として残っている。こうした状況を踏まえ、すべての男女が互いに尊重し、パートナーと認め合い、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が私たちの願いである。

ここに私たちは、男女共同参画を推進し、男女の対等なパートナーシップのもと、すべての男女が自らの存在に誇りが持て、喜びも責任も分かち合える活力ある大田市を築くために、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、大田市（以下「市」という。）、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、すべての男女が心豊かに、安心して、生き生きと暮らせる社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うことをいう。
- (2) 事業者 市内において営利・非営利、個人・法人を問わず事業を営んでいるものをいう。
- (3) 積極的改善措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な発言や行動のことをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられ、性別によって差別的扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保され、男女の人権が尊重されるよう行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進においては、性別による固定的な役割分担意識による社会制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択を妨げることがないように配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進においては、男女が対等な社会の構成員としてあらゆる分野の方針の立案及び決定の場へ共に参画する機会が確保されなければならない。
- 4 男女共同参画の推進においては、男女が相互の協力と社会の支援の下に、仕事と家事、育児及び家族の介護又は地域における活動とを両立して行うことができなければならない。
- 5 男女共同参画の推進においては、国際社会における取組と密接に関連していることを考慮して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を重要課題と位置付け、前条に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進のため、政策決定の機会やその他必要な場面において積極的改善措置を講ずるよう努めなければならない。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、市民、事業者、国、県及び他の地方公共団体と連携し、協力するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念に対する理解を深め、男女共同参画の推進に自ら努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、労働及び雇用に関連する法律を遵守するとともに、その事業活動において積極的改善措置などを講ずるよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる分野において、性による差別的扱いをしてはならない。

2 何人も、家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる分野においてセクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、夫婦間を含むすべての男女間において、個人の尊厳を踏みにじる暴力や虐待を行ってはならない。

(男女共同参画の推進に関する情報提供)

第8条 市は、家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる分野において、すべての男女の尊厳が平等に守られるような意識を育む学習の機会の提供に努めるとともに、男女共同参画に対する理解を深めるための情報を収集し、提供するものとする。

(情報の表示に関する留意)

第9条 何人も、情報等の表示において、性別による役割分担又はセクシュアル・ハラスメント等を助長し、連想させる表現を行わないよう努めなければならない。

(基本計画)

第10条 市は、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために基本となる計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画を策定しようとするときは、第15条第1項に規定する大田市男女共同参画推進委員会に諮問しなければならない。

3 市長は、基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(市民及び事業者の理解を深めるための措置)

第11条 市は、男女共同参画の推進に対する市民及び事業者の理解が深まるよう広報活動等適切な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画推進週間)

第12条 市は、市民及び事業者に広く男女共同参画に対する関心と理解を深める施策を行うとともに、男女共同参画を推進するために男女共同参画推進週間を設ける。

2 男女共同参画推進週間は、毎年6月23日から6月29日までの1週間とする。

3 市は、男女共同参画推進週間の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(市民相談等)

第13条 市は、性別に基づく差別、人権の侵害等に関する市民の相談に対する助言指導を行うとともに、関係機関等と連携を図り、解決に努めるものとする。

(年次報告)

第14条 市長は、毎年、基本計画に基づく施策の推進及び実施状況を公表しなければならない。

(男女共同参画推進委員会の設置)

第15条 市は、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、大田市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市長の諮問に応じ、基本計画の策定及び変更に関して、調査審議し、答申すること。
- (2) 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について評価を行うこと。
- (3) その他男女共同参画の推進に関する重要な事項について、市長に意見を述べること。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

大田市男女共同参画推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大田市男女共同参画推進条例（平成17年大田市条例第13号）第16条の規定に基づき、大田市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 各種団体の代表
- (2) 市内事業者の代表
- (3) 識見を有する者
- (4) 公募により選考された者

(会長及び副会長)

第3条 委員会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部人権推進課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第27号の2）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

大田市男女共同参画推進本部設置規程

(設置)

第1条 大田市男女共同参画推進条例（平成17年大田市条例第13号）に基づく、本市における男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、大田市男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、次の事項を所掌する。

- (1) 大田市男女共同参画計画における具体的施策の推進及び大田市男女共同参画計画の変更、見直しに関すること。
- (2) 男女共同参画に関し、関係する部課等の総合的な連絡調整に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び委員をもって組織する。

- 2 本部長は副市長をもって充て、推進本部を総括する。
- 3 副本部長は教育長をもって充て、本部長を補佐するとともに、本部長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、部長（市立病院にあっては、事務部長。議会事務局長及び教育委員会事務局の部長を含む。）及び支所長をもって充てる。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、関係する職員を推進本部の会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(協力体制)

第5条 本部長は、必要があると認めるときは、関係する部課等の所属長に対し、資料の提出又は説明を求めることができるものとする。

- 2 前項の規定に基づき、資料の提出又は説明を求められた所属長は、これに積極的に協力しなければならない。

(事務局)

第6条 推進本部の事務局は、総務部人権推進課に置く。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年11月30日から施行する。

附 則（平成19年訓令第10号の5）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年訓令第7号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年訓令第5号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

各種審議会等女性の参画状況調べ

地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等女性の登用

（令和2年4月1日現在）

	審議会等名	委員総数(人)	内女性数(人)	女性の割合(%)	任期
1	大田市防災会議	34	3	8.8	R1. 10. 1～R3. 9. 30
2	大田市民生委員推薦会	7	2	28.6	R1. 10. 1～R4. 9. 30
3	大田市国民健康保険運営協議会	21	3	14.3	R1. 11. 1～R4. 10. 31
4	大田市介護認定審査会	26	14	53.8	H31. 4. 1～R3. 3. 31
5	大田市環境審議会	14	2	14.3	H31. 4. 1～R3. 3. 31
6	大田市公民館運営審議会	12	5	41.7	R2. 4. 1～R4. 1. 31
7	大田市社会教育委員	12	5	41.7	R2. 4. 1～R4. 1. 31
8	大田市スポーツ推進審議会	10	4	40.0	R2. 2. 1～R4. 1. 31
9	大田市立図書館協議会	8	5	62.5	R2. 2. 1～R4. 1. 31
10	大田市文化財保護審議会	7	3	42.9	R2. 2. 1～R4. 1. 31
11	大田市都市計画審議会	14	2	14.3	H30. 5. 1～R2. 4. 30
12	大田市国民保護協議会	34	3	8.8	H30. 4. 1～R2. 3. 31 H30. 7. 1～R2. 6. 30
13	大田市個人情報保護審査会	5	1	20.0	H29. 10. 30～R2. 10. 29
14	大田市情報公開審査会	5	1	20.0	H29. 10. 30～R2. 10. 29
15	大田市人権尊重のまちづくり審議会	20	6	30.0	H30. 8. 1～R2. 7. 31
16	大田市男女共同参画推進委員会	10	6	60.0	H30. 7. 1～R2. 6. 30
17	大田市行政不服審査会	5	1	20.0	H29. 10. 30～R2. 10. 29
18	大田市予防接種健康被害調査委員会	7	0	0.0	R1. 12. 5～R3. 12. 4
19	大田市いじめ問題対策連絡協議会	14	5	35.7	委嘱日より2年
20	大田市いじめ問題対応専門家会議	6	2	33.3	委嘱日より3年
21	大田市子ども子育て支援推進会議	14	6	42.9	R2. 2. 1～R4. 1. 31
22	大田市水道水源保護審議会	8	0	0.0	R2. 4. 1～R4. 3. 31
23	大田市働く女性の家運営委員会	10	3	30.0	R2. 5. 1～R4. 3. 31
24	大田市営住宅等入居者選考委員会	5	2	40.0	R2. 2. 1～R4. 1. 31

	審 議 会 等 名	委員総数 (人)	内女性 数 (人)	女性の 割合 (%)	任 期
25	大田市空家等対策協議会	12	1	8.3	R2. 4. 1～R4. 3. 31
26	大田市伝統的建造物群保存地区保存審議会	11	3	27.3	H30. 7. 1～R2. 6. 30
27	石見銀山景観保全審議会	12	5	41.7	R2. 4. 1～R4. 3. 31
	合 計	343	93	27.1	

その他目標の対象とする審議会等女性の登用

(令和2年4月1日現在)

	審 議 会 等 名	委員総数 (人)	内女性 数 (人)	女性の 割合 (%)	任 期
28	大田市公共施設適正化推進委員会	10	5	50.0	R2. 4. 1～R4. 3. 31
29	大田市まちづくり委員会	12	5	41.7	R1. 8. 20～R3. 3. 31
30	大田市青少年育成会議	22	2	9.1	なし
31	大田市生涯現役いぶし銀が支えるまちづくり推進協議会	15	1	6.7	H30. 4. 1～R3. 3. 31
32	大田市老人ホーム入所判定委員会	5	1	20.0	R2. 4. 1～R4. 3. 31
33	大田市地域ケア会議	10	4	40.0	R2. 4. 1～R3. 3. 31
34	大田市保健対策推進協議会	15	2	13.3	H31. 4. 1～R3. 3. 31
35	大田市母子保健推進員会議	29	29	100.0	H31. 4. 1～R3. 3. 31
36	大田市要保護児童対策地域協議会代表者会議	19	5	26.3	R2. 4. 1～R4. 3. 31
37	大田市要保護児童対策地域協議会庁内会議	12	4	33.3	R2. 4. 1～R4. 3. 31
38	大田市要保護児童対策地域協議会実務者会議	20	13	65.0	R2. 4. 1～R4. 3. 31
39	地域医療提供体制のあり方検討会	7	0	0.0	なし
40	大田市生活環境問題連絡協議会	13	3	23.1	R2. 4. 1～R4. 3. 31
41	大田人・農地プラン検討会	10	3	30.0	R2. 4. 1～R4. 3. 31
42	大田市下水道等整備推進協議会	26	6	23.1	委嘱日より2年
43	大田市就学支援委員会	13	7	53.8	委嘱日より2年
44	石見銀山遺跡整備検討委員会	10	2	20.0	R1. 10. 1～R3. 9. 30
45	大田市山村留学推進協議会	16	3	18.8	H30. 4. 1～R2. 3. 31
46	大田市立病院運営評価委員会	9	0	0.0	なし
47	大田市立病院初期臨床研修管理委員	34	0	0.0	R2. 4. 1～R4. 3. 31
	合 計	307	95	30.9	

地方自治法（第180条の5）に基づく委員会

（令和2年4月1日現在）

	委 員 会 名	委員総数 (人)	内女性数 (人)	女性の 割合 (%)	任 期
48	大田市教育委員会	5	2	40.0	委嘱日より4年
49	大田市選挙管理委員会	4	2	50.0	H29.12.16～R3.12.15
50	大田市公平委員会	3	1	33.3	委嘱日より4年
51	大田市監査委員	2	0	0.0	委嘱日より4年
52	大田市農業委員会	17	1	5.9	R3.2.1～R6.1.31
53	大田市固定資産評価審査委員会	3	0	0.0	H29.11.30～R2.11.29
	合 計	34	6	17.6	

その他法律に基づいて設置されている委員

（令和2年4月1日現在）

	委 員 会 名	委員総数 (人)	内女性数 (人)	女性の 割合 (%)	任 期
54	行政相談委員	4	2	50.0	H31.4.1～R3.3.31
55	人権擁護委員	11	7	63.6	委嘱日より3年
56	保護司	29	2	6.9	委嘱日より2年
57	民生委員・児童委員	157	82	52.2	R1.12.1～R4.11.30
		206	96	46.6	

大田市男女共同参画計画の体系

